

資料 1

ユニバーサルサービス制度における番号単価の算定について

平成24年9月20日
社団法人 電気通信事業者協会
支援業務室

1. 平成23年度におけるNTT東日本・西日本のユニバーサルサービス収支表（基礎的電気通信役務収支表）について

- ・平成23年度におけるNTT東日本・西日本のユニバーサルサービス収支の状況は、NTT東日本で▲589億円、NTT西日本で▲490億円の赤字（東西計で▲1,079億円）となっている。
- ・なお、NTT東日本において、平成23年度決算において計上した災害特別損益81億円のうち、ユニバーサルサービス相当32億円を営業費用に含めた場合の営業損益は、▲621億円の赤字となっている。

○平成23年度ユニバーサルサービス収支表（単位：百万円）

NTT東日本					NTT西日本		
	営業収益	営業費用	営業損益	災害特別損益の影響考慮後の利益	営業収益	営業費用	営業損益
加入電話	305,330	361,890	▲56,560	▲59,753	311,392	358,721	▲47,329
基本料	305,330	361,546	▲56,216	▲59,405	311,392	358,425	▲47,032
緊急通報	—	343	▲343	▲348	—	296	▲296
第一種公衆電話	872	3,178	▲2,306	▲2,347	466	2,125	▲1,658
市内通信	870	3,171	▲2,300	▲2,341	465	2,117	▲1,652
離島特例通信	1	5	▲4	▲4	1	6	▲5
緊急通報	—	1	▲1	▲1	—	1	▲1
合計	306,202	365,069	▲58,866	▲62,101	311,859	360,847	▲48,987
(参考) 前年度	337,377	396,836	▲59,459	▲64,415	342,327	393,181	▲50,854
増減	▲31,174	▲31,766	+592	+2,314	▲30,467	▲32,334	+1,866

2. ユニバーサルサービスに係る原価・収益に基づく補てん対象額の算定について

・LRICモデルに従って算定されたユニバーサルサービスに係る原価・収益に基づき、補てん対象額を算定。

①加入電話・基本料

<補てん対象額の算定方法>

「全国平均費用+標準偏差の2倍」(基準単価)をベンチマークとし、これを超える部分を補てん対象額とする。<ベンチマーク方式>
(算定に当ってはIP電話への移行回線数を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算※)

(提供エリア全体の収益・原価〔億円〕)

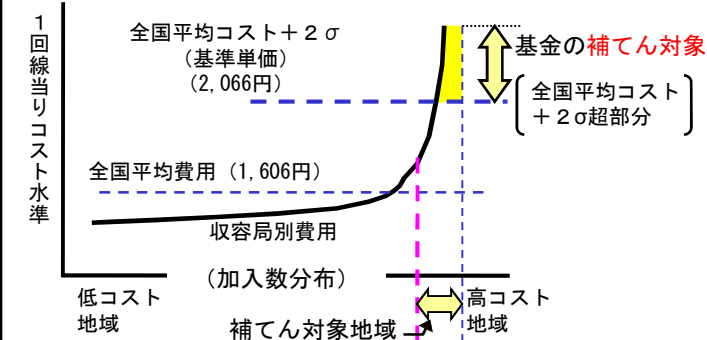
	収益	原価(報酬を含む)			赤字	(参考) 加入電話回線数※ (万回線)
		管理部門	利用部門	計		
NTT東日本	3,048	3,171	988	4,159	▲1,111	2,168
NTT西日本	3,108	3,364	1,019	4,382	▲1,274	2,264
合計	6,156	6,535	2,006	8,541	▲2,385	4,432
(参考)前年度	6,765	7,056	2,169	9,226	▲2,460	4,443
増減	▲609	▲522	▲163	▲685	+75	▲11

(補てん対象の高コストエリアの原価〔百万円〕)

	①補てん対象地域の 実績原価 (算定対象原価)	②対象回線数に 基準単価を乗じた額 (基準原価)	③基準単価を 下回る額	④基準原価を 上回る額 (=①-②+③)	(参考) 加入電話回線数 (万回線)
NTT東日本	18,613	18,587	2,320	2,346	75.0 <1.7%>
NTT西日本	31,433	35,251	4,975	1,157	142.2 <3.2%>
合計	50,047	53,838	7,295	3,503	217.1 <4.9%>

高コストから順に
4.9%を抽出

(参考) 加入電話基本料の補てん対象額算定の仕組み



補てん対象額

②加入電話・緊急通報

<補てん対象額の算定方法>

基本料の高コスト上位4.9%（東西計）の加入者回線数に対応した原価

（提供エリア全体の収益・原価〔百万円〕）

	収益	原価（報酬を含む）			赤字	（参考） 加入電話回線数 （万回線）
		管理部門	利用部門	計		
NTT東日本	—	371	1	372	▲372	1,421
NTT西日本	—	210	1	211	▲211	1,466
合計	—	580	2	583	▲583	2,887
（参考）前年度	—	539	2	541	▲541	3,175
増減	—	+41	+1	+42	▲42	▲288

（補てん対象の高コスト4.9%エリアの原価〔百万円〕）

	補てん対象地域 に相当する原価	（参考） 加入電話回線数 （万回線）
NTT東日本	18	25.7 <0.9%>
NTT西日本	22	115.7 <4.0%>
合計	40	141.5 <4.9%>
（参考）前年度	51	155.6
増減	▲11	▲14.1

補てん対象額

③ 第一種公衆電話(市内通信)

<補てん対象額の算定方法>
「原価－収益」の収支差額

(提供エリア全体の収益・原価〔百万円〕)

	収益	原価(報酬を含む)			原価－収益 (=赤字額)	(参考) 第一種公衆電話 台数(台)
		管理部門	利用部門	計		
NTT東日本	871	2,725	97	2,822	1,951	57,983
NTT西日本	465	2,278	45	2,323	1,858	50,672
合計	1,336	5,003	142	5,145	3,810	108,655
(参考)前年度	1,537	5,355	146	5,501	3,964	
増減	▲202	▲352	▲4	▲356	▲154	

補てん対象額

④ 第一種公衆電話(離島特例通信)

<補てん対象額の算定方法>
「原価－収益」の収支差額

(提供エリア全体の収益・原価〔百万円〕)

	収益	原価(報酬を含む)			原価－収益 (=赤字額)	(参考) 第一種公衆電話 台数(台)
		管理部門	利用部門	計		
NTT東日本	1	3	0	4	2	11,732
NTT西日本	2	7	0	7	5	2,647
合計	3	10	0	11	8	14,379
(参考)前年度	4	12	0	12	9	
増減	▲1	▲2	▲0	▲2	▲1	

補てん対象額

4

⑤ 第一種公衆電話・緊急通報

＜補てん対象額の算定方法＞
「原価－収益」の収支差額

(提供エリア全体の収益・原価〔百万円〕)

	収益	原価 (報酬を含む)			原価－収益 (=赤字額)	(参考) 第一種公衆電話 台数 (台)
		管理部門	利用部門	計		
NTT東日本	—	1	0	1	1	57,983
NTT西日本	—	1	0	1	1	50,672
合計	—	2	0	2	2	108,655
(参考) 前年度	—	2	0	2	2	
増減	—	+0	+0	+0	+0	

補てん対象額

3. 補てん対象額と番号単価

・ 補てん対象額に支援業務費を加算し予測前年度過不足額を減算した額を、1月～12月の予測番号総数で除すことにより、各事業者が負担する（合算）番号単価を算定。

○補てん対象額

	加入電話		第一種公衆電話			合 計
	基本料	緊急通報	市内通信	離島特例通信	緊急通報	
NTT東日本	2,346百万円	18百万円	1,951百万円	2百万円	1百万円	4,319百万円
NTT西日本	1,157百万円	22百万円	1,858百万円	5百万円	1百万円	3,044百万円
東西計	3,503百万円	40百万円	3,810百万円	8百万円	2百万円	7,363百万円
(参考) 前年度	7,081百万円	51百万円	3,964百万円	9百万円	2百万円	11,106百万円
増 減	▲3,577百万円	▲11百万円	▲154百万円	▲1百万円	+0百万円	▲3,743百万円

○支援業務費

(平成24年度支援業務費：予算額 80百万円 - 前期繰越額 12百万円)

68百万円

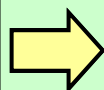
(平成23年度支援業務費：56百万円)

○予測前年度過不足額

▲159百万円

○番号単価

(合算) 番号単価 = $\frac{\text{補てん対象額 (7,363百万円) + 支援業務費 (68百万円) - 予測前年度過不足額 (▲159百万円)}}{\text{平成25年1月～12月までの予測算定対象電気通信番号の総数の合計 (2,613百万番号)}}$ = 2.904961026円/月・番号



(合算) 番号単価

3円/番号・月

〔うち、東日本分：1.759690177円
西日本分：1.240309823円〕

(<前年度(7月～12月)>
3円/番号・月
NTT東日本分：1.73278160円
NTT西日本分：1.26721840円)

(注) ・東西合算の番号単価は整数未満を四捨五入
・東西別の番号単価は、合算単価を東西の補てん対象額の割合で案分

(参考)ユニバーサルサービス制度の交付金の額の算定における災害特別損失等の扱いについて

- 今年度のユニバーサルサービスの交付金及び負担金の額の算定においては、昨年度と同様に、基礎的電気通信役務の提供に要した原価に東日本大震災による災害特別損失及び災害特別損失戻入額(以下「災害特別損失等」という。)のうち基礎的電気通信役務の提供に係るものを含めている。
- 交付金の額の算定において基礎的電気通信役務の提供に要した原価に災害特別損失等のうち基礎的電気通信役務の提供に係るものを含めることについて、昨年度と同様に、電気通信事業法第109条第1項に基づく交付金の額及び交付方法の認可の申請並びに同法第110条第2項に基づく負担金の額及び徴収方法の認可の申請に併せて、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第3条ただし書に基づく許可の申請を行う。

※ なお、本件については、NTT東日本及びNTT西日本からも、電気通信事業法第109条第2項に基づく算定に関して、総務大臣に対して、同様の許可の申請がされている。

【参考】

◇ 災害特別損失等(収支表ベース)

- ・ 平成22年度災害特別損失 191億円
- うち基礎的電気通信役務の設備管理部門に係るもの 48億円
- ・ 平成23年度災害特別損失等 81億円(災害特別損失126億円、災害特別損失戻入額44億円)
- うち基礎的電気通信役務の設備利用部門に係るもの 6億円

◇ 補てん対象額及び合算番号単価への影響(NTT東西合計・試算)

- ・ 基礎的電気通信役務の提供に要した原価への影響 : 44.5億円
- ・ 補てん額への影響 : 5.7百万円
- ・ 合算番号単価への影響 : 0.002円